

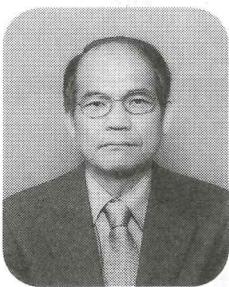
K
S
K
P

(平成18年6月) No.52

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

本条義和

〒650-0016 神戸市中央区橘通4丁目1-28
辻ビル2FTEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615
Eメール hyokaren@citrus.ocn.ne.jp

新任のご挨拶

よろしくお願ひ申し上げます

兵家連会長 本条義和

平素は、当会に対しご支援ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

平成18年3月30日の総会において、西浦三郎前会長の後任会長として大任を拝しました。兵家連の法人化以来、10年という長きにわたって、当会のみならず兵庫県の精神保健福祉全体をリードしてこられた、前会長の功績の大きさは言うまでもありません。この功績を汚すことなく、また、後退することがないよう、もとより微力非才の身ですが、誠心誠意努力して参る決意です。幸いにも西浦前会長が今後も顧問として、ご指導くださることになり大変心強く存じております。

さて、昨年来、障害者雇用促進法が改正され、精神障害者も雇用率の対象となりました。更に平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの一元化が始まり、医療費と施設利用料の応益負担が当事者やその家族(会)に大変な負担にならうとしており、福祉サービス一元化の美名の下、所得保証なき応益負担を強いる現行法がスタートされました。

これから兵家連を考えれば、家族(会)の高齢化社会における当会の果たすべき社会的責務はますます大きくなり、精神保健福祉をこれ以上後退させないためには更なる家族(会)の結束がますます必要であると思われます。

その一端を担う使命の大きさを肝に銘じ精進して参りますので、今後とも御指導ご鞭撻を賜りますようお願い致しますと共に、就任のご挨拶に変えさせていただきます。



精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての
電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610



長年の会長職、お勤めご苦労様でした



兵家連活動と質的向上に
ご尽力賜り厚くお礼申し上げます
兵家連顧問 西 浦 三 郎

日頃、兵家連の運営にご支援・ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

兵家連が平成7年7月に社団法人格を取得して以来、10年余にわたり会長を務めさせて頂きましたが、83歳の高齢を迎え体力的にも限界を痛感するに至りましたので、今年3月30日の予算総会におきまして会長職を辞任させて頂きました。

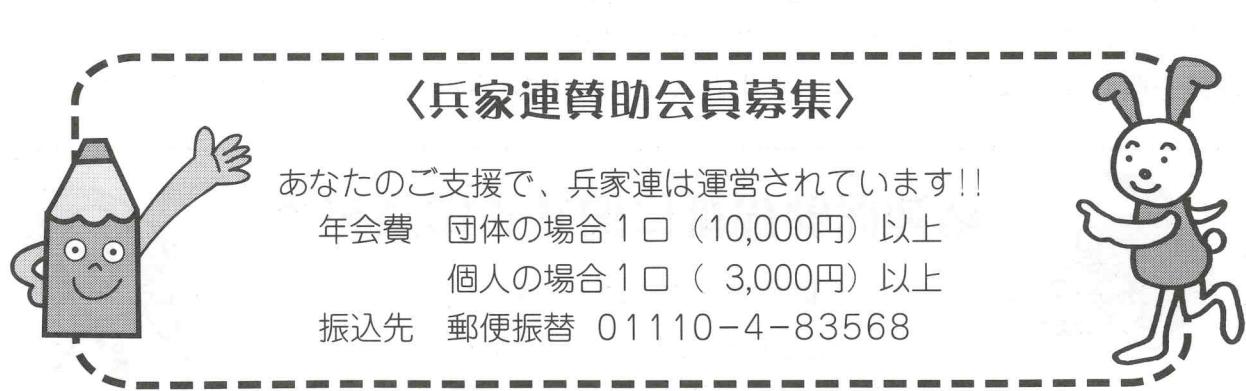
この10年余、兵家連を取り巻く環境に大きな変遷がありましたが、今日まで大過なく会長を務めさせて頂けたのは、関係各位の心からのご支援の賜と深く感謝申し上げる次第です。

振り返ってみると、兵家連は平成6年11月に神戸で全国大会を、12月には創立20周年大会を開催するなどの大きなイベントをこなした後、翌7年1月には阪神大震災という予期せぬ大災害にも見舞われましたが、何とか乗り切り法人化にすることが出来た懐かしい思い出があります。

今後は、顧問として兵家連の運営に協力させて頂くことになりましたので、後任会長ともどもご支援を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。



〈兵家連賛助会員募集〉



あなたのご支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合 1□ (10,000円) 以上

個人の場合 1□ (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

この機関紙は県の委託事業により作成されております

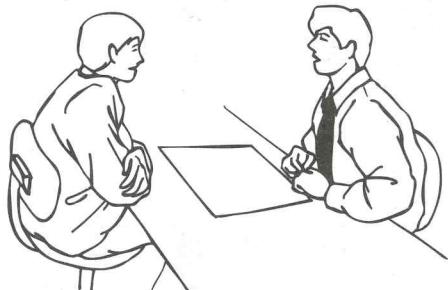
あなたの
家族会の声を



各市町の首長に

- 各市町の家族会のみなさん、各市町の首長に要望書を！
- 権限の移行は既に始まっています。
すでに、国から県へ、県から各市町に権限が動いています。

障害者自立支援法が施行されました



精神通院医療費公費負担制度を
利用されている皆さん、
行政から自立支援医療支給認定通知書
および受給者証を入手されましたか？

行政は「3月末までに申請を！」と障害者の皆さんに呼びかけていましたが、皆さんのお手許に各市町から自立支援医療支給認定通知書および受給者証は着きましたでしょうか？

未だ入手されていない方、又は申請手続きを完了されていない方は、各市町の精神保健福祉担当課に問い合わせて下さい。

更に、4月から施行されている障害者自立支援法により医療の1割負担に対し、各市が独自に医療負担軽減策を実施されており、実施されていない各市町の家族会は他市町を参考にして要望活動を実施して下さい。

施設利用料の負担軽減を

いよいよ、10月から始まる社会福祉法人等の授産施設を利用する障害者の皆さんには、利用料として原則1割の応益負担が始まります。

多くの社会福祉法人の授産施設は、利用がいくらになるかを表明しておりませんが、所得の少ない障害者にとっては大変な負担になり、利用者の減少と引きこもりが出てくるのではないかと大変危惧を致しております。

地域の家族会は、身体・知的障害者の家族会及び施設側と密接な連携を図り、市町に対し施設利用料に負担軽減の要望活動を実施して下さい。

電話相談

平成17年(1月~12月)の 相談事業(障害者110番)の状況

兵家連は、兵庫県の委託事業として、電話相談事業を実施しております。

月別延べ相談数	
1月	66
2月	92
3月	110
4月	147
5月	130
6月	139
7月	150
8月	134
9月	104
10月	141
11月	97
12月	131
合計	1,441
月平均	120

男女比	
男	女
1,001	440

当事者割合	
当事者	家族等
1,084	357

年齢別件数	
20歳未満	58
20歳代	120
30歳代	475
40歳代	695
50歳代	68
60歳代	19
70歳以上	6

地区別件数	
神戸市	677
阪神南	276
阪神北	65
東播磨	119
北播磨	29
中播磨	39
西播磨	189
但馬	0
丹波	22
県外	17



相談内容別件数	
家族・家庭	563
人生・家族	425
家庭生活	138
その他	0
法律	27
家族問題	12
財産・金銭	3
事故・賠償	1
人権	11
その他	0
経済・生活	238
生計	18
所得保障	16
年金・手当・恩給	41
税金	3
住宅・設備	5
仕事	155
その他	0
福祉サービス	252
在宅福祉サービス	73
施設・機関・窓口	148
福祉機器	0
介護・介助	31
その他	0
生きがいづくり	44
趣味・余暇活動	30
社会参加	13
行事情報	1
その他	0
保健・医療	317
保健・衛生	96
医療相談	193
医療費	5
医療関係機関	23
その他	0
合計	1,441

就職
過去最高

障害者の就職 大幅に伸びる*

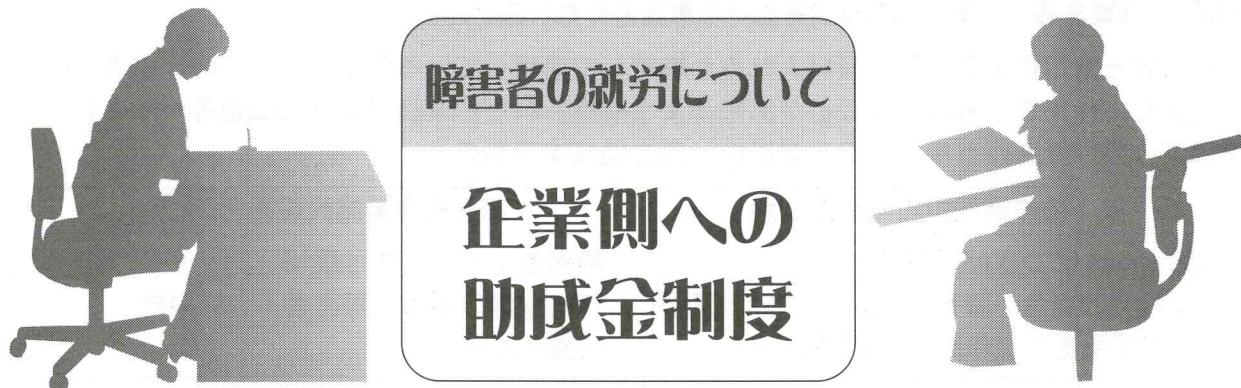
～前年度比8.4%増～

厚生労働省は、全国のハローワークを通じて就職をした2005年度の障害者的人数を発表しました。障害者の法定雇用率を達成した企業の割合は2005年6月現在42.1%で、雇用されている障害者は27万人。

「障害者の就労意欲が高まり、企業も社会的責任の観点から1.8%の法的雇用率達成に前向きになった」のではないかと分析している。

就職した内訳（全国ベース）は、身体障害者が2万4千人、知的障害者は初めて1万人をわずかに超えた。改正障害者雇用促進法が今年4月に施行され、法定雇用率の算定対象となる精神障害者は、2004年度に対して30%増の約5千人と大幅な伸びとなり、各企業が先取りした動きと見られています。

また、新規求職申込みも過去最高となり、最近10年間でも最高の就職率のこと。職種別では、単純労働（工場など）が半数を占めるが、情報技術（IT）関連など専門職・技術職に就くケースも増えている。
(神戸新聞より)



次頁に詳細を掲載していますのでお読み下さい。

精神科救急相談窓口の電話番号案内

兵庫県健康生活部では、平成15年7月1日より精神科救急の受付窓口を設け、救急相談を受け付けていますので、緊急の場合にご利用ください。

救急相談窓口の電話番号 **078-265-0600**

◆利用される場合は、氏名・住所・連絡先を対応職員に告げて下さい◆

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すために、施設、設備の整備等を必要とする事が少なくありません。また障害者の能力開発や雇用管理を図るために特別な措置が必要となることもあります。

このため、障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主が障害者の雇用にあたって、施設、設備の整備等や雇用管理を行う場合に、これらの事業主に対し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の予算の範囲内に於いて助成金を支給する事によってその経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進および雇用の継続を図る目的で作られた制度です。(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構資料より抜粋)

下記に障害者雇用納付金制度における各種助成金についての一部を紹介致しますが、ご利用についてはそれぞれ条件が付帯されておりますので本制度に関するお問い合わせは、下記のところへお尋ね下さい。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構兵庫障害者職業センター
TEL (078) 881-6776

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧表

1 障害者作業施設設置等助成金

(作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金)

障害者を常用作業者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服して作業を容易に行うことが出来るよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合、その費用の一部を助成するもの。

第1種作業施設設置等助成金	第2種作業施設設置等助成金
障害者1人につき450万円 作業設備の場合、障害者1人につき150万円 (1事業所あたり年間4500万円)	障害者1人につき月額13万円 作業設備の場合、障害者1人につき 月額5万円

2 障害者福祉施設設置等助成金

(福利厚生施設の整備等を行う事業所の方への助成金)

障害者を常用作業者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合、その費用の一部を助成するもの。

身体・知的・精神の障害者である 短時間労働者	障害者1人につき225万円 (1事業所あたり年間2250万円)
---------------------------	------------------------------------

3 障害者介助等助成金

(雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業所の方への助成金)

重度身体障害者・知的・精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として常用作業者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度

に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するもの。

①	重度中途障害者等職場適応助成金	障害者1人につき月額3万円
②	職場介助者の配置または委嘱助成金 ●事務的業務に従事する視覚・四肢機能障害者の業務遂行のための必要な介助者の配置又は委嘱 ●事務的業務以外に従事する視覚・四肢機能障害者の業務遂行のための必要な介助者の配置又は委嘱	配置1人 月額15万円 (年150万円) 委嘱1人 1回1万円 委嘱1人 1回1万円 (年24万円)
③	職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ●事務的業務に従事する視覚・四肢機能障害者の業務遂行のための必要な介助者の配置又は委嘱 ●事務的業務以外に従事する視覚・四肢機能障害者の業務遂行のための必要な介助者の配置又は委嘱	配置1人 月額13万円 (年135万円) 委嘱1人 1回9千円 委嘱1人 1回9千円 (年22万円)
④	手話通訳担当者の委嘱助成金	委嘱1人 1回6千円 (年28万8千円) (障害者9人までの場合)
⑤	健康相談医師の委嘱助成金	委嘱1人 1回2万5千円 (年30万円) (障害者の障害区分ごとに委嘱1人)
⑥	職業コンサルタントの配置または委嘱助成金	配置1人 月額15万円 委嘱1人 1回1万円 (年150万円)
⑦	業務遂行援助者の配置助成金	配置1人3年間までは障害者1人につき月額3万円、4年目以降は障害者1人につき月額1万円 (短時間労働者にあってはそれぞれ半額)
⑧	在宅勤務コーディネーターの配置	配置 障害者1人あたり月額5万円 その他条件あり

職場適応援助者助成金

4 (障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに) 職場適応援助者を配置し援助を実施する事業者の方への助成金

①	第1号職場適応援助者助成金 (A) 法人格を有していること (B) 職場適応援助者は研修を終了し、雇用していること (C) 障害者雇用に係る支援の実績があり、地域センターとの提携がある事など用件を満たすこと	援助を実施した日数1日につき14,200円 1日につき3時間に満たない場合7,100円 月額28万4千円まで その他条件あり
②	第2号職場適応援助者助成金 ●雇用する障害者の職場適応援助を行うための第2号職場適応援助者を配置	配置1人 月額15万円 その他条件あり

KSKP

一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可

毎日発行

定価五十円

発行人＝関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三 アド企画 気付

ありがとうございました
神戸ヤクルト販売株式会社様

ご寄付
35万円

今般、兵家連よりパソコン利用による関係先への情報発信、そして家族会員間の連絡通信体制等の整備強化を図るため、最新のパソコン機器一式を購入致しました。

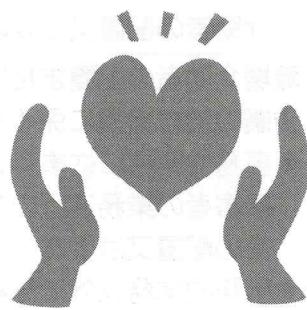
尚、このパソコン情報システムの整備に際しましては、神戸ヤクルト販売(株)様の格別のご支援により、パソコン機器購入資金35万円を頂き実施することが出来ましたことを併せてお知らせ致します。

ありがとうございました
親切会(関西支部)様

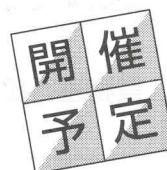
ご寄付
5万円

西宮市にある親切会(関西支部)様よりこの度兵庫県社会福祉協議会を通じて当兵家連に5万円のご寄付を頂きました。ご寄付頂きましたお金は6月22日に予定しております「障害者自立支援法における無認可の小規模作業所の問題について」の学習会費用として、利用させて頂きます。

精神保健についての話題



各地区の当事者とその家族(会)、そして精神保健福祉関係者の方が一堂に会して、精神保健福祉の研修会が開催されます。皆さんお揃いでご参加下さい。



平成18年度 丹波・篠山地区 精神保健福祉研修会

- 日 時／平成18年7月6日(木) 13時30分より16時まで
- 場 所／篠山市立丹南健康福祉センター 2F 篠山市網掛301
TEL (079) 594-1117
- 講 演／「これから家族会のあり方」
- 講 師／多田トモ子氏(神戸親和女子大学教授)
- 後 援／篠山市・丹波市
- 協 力／丹波県民局 篠山健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所、
丹波地域小規模作業所等連絡協議会
- 問い合わせ／実行委員会 みちくさの会 家族会
篠山健康福祉事務所 TEL (079) 552-7456 担当／土取氏